



詳しくはこちら

後期高齢者医療保険料を納めましょう

☎ 国保・年金係

保険料は加入者の医療費に充てられる大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

- 保険料は被保険者一人一人が納めます。保険料率は2年ごとに見直され県内均一です。
- 今年度より、子ども・子育て支援金制度^(※)が開始し、医療分の保険料とあわせて支援金を納付する

ることになります。

※子ども・子育て支援金制度とは、すべての世代や企業から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て制度を社会全体で支える制度です。

保険料と支援金の額

医療保険料

均等割額 (被保険者1人当たり) 63,000円	+	所得割額 (総所得金額等-43万円(基礎控除)) ×11.06%	=	合計支払額(年額) 保険料額(年額) 年額85万円が上限
---------------------------------------	---	---	---	--

子ども・子育て支援金

均等割額 (被保険者1人当たり) 1,400円	+	所得割額 (総所得金額等-43万円(基礎控除)) ×0.25%	=	子ども・子育て支援金(年額) 年額2万1千円が上限
--------------------------------------	---	--	---	-------------------------------------

所得が低い人への均等割額軽減(保険料)

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計金額	均等割の軽減額
[43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)]以下の世帯	7.2割
[43万円+(31万円×被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)]以下の世帯	5割
[43万円+(57万円×被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)]以下の世帯	2割

所得が低い人への均等割額軽減(子ども・子育て支援金)

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計金額	均等割の軽減額
[43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)]以下の世帯	7割
[43万円+(31万円×被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)]以下の世帯	5割
[43万円+(57万円×被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)]以下の世帯	2割

被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減(保険料・支援金)

75歳の誕生日の前日に被用者保険の被扶養者だった人は、資格取得後2年間は保険料均等割額が5割軽減されます。所得割額がかかりません。

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種で使用するワクチンが4月から変更になります

☎ 健康増進係

予防接種法の改正により、4月1日から、予防接種で使用するワクチンが変更になります。

対象者

次の①または②に該当し、過去に一度も高齢者の肺炎球菌感染症ワクチン接種を受けたことがない人

- ①65歳の人
(65歳の誕生日の前日~66歳の誕生日の前日)
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸機能の障がい、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

ワクチンの種類

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン

特徴：効果がより長く持続する

接種費用

自己負担額 4,200円
(接種費用11,720円のうち7,520円を町が負担します。)



詳しくはこちら

年長児・小学6年生を対象に予防接種の予診票を送付しました

☎ 健康増進係

麻しんと風しんは感染力が強く、免疫を持たない人は感染した人と接触するとほとんどの人が発症するといわれています。現在、海外での麻しんの流行が報告されており、輸入事例の報告も増加しています。

二種混合ワクチンを接種することで病気に対する免疫を付けることができます。対象者には、予診票を送付しています。接種を考えている人は早めに医療機関に予約しましょう。



詳しくはこちら

医療機関でピロリ菌検査が受けられます

☎ 健康増進係

ピロリ菌(ヘリコバクター・ピロリ)は、細菌の一種で、感染すると胃がんなどの病気を発症する原因となることがあります。血液または尿の検査によりピロリ菌感染の有無を調べることができます。

実施期限

令和9年3月31日(水)

対象者

検査日時点で40歳以上の人

※ただし、次に該当する場合は対象外です。

- 明らかな上部消化器症状があり、胃や十二指腸潰瘍が強く疑われる
- 食道、胃、十二指腸疾患で治療中である
- 胃や十二指腸の手術歴がある
- 腎不全と診断されたことがある
- 過去にピロリ菌を除菌したことがある
- 過去にピロリ菌検査を受けたことがある

自己負担額

1,100円

実施方法

血液検査または尿検査(抗体検査)

※医療機関によって実施方法が異なります。

申込方法

健康・保険課の窓口または電話で申し込んでください。受け付け後、申請書を郵送します。申請書を受け取ってから指定医療機関に予約をしてください。





こんなときは こんな届け出を

☎ 国保・年金係 / 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142(自動音声②→②)

必要な書類など、詳しくは届け出先にお問い合わせください。

こんなとき	どうする	届け出先
厚生年金加入の勤務先に就職した (会社員や公務員など)	厚生年金加入手続き (20歳以上60歳未満の被扶養配偶者 も手続きが必要)	勤務先
厚生年金加入の勤務先を退職した (会社員や公務員など)	国民年金加入手続き (20歳以上60歳未満の被扶養配偶者 も手続きが必要)	年金事務所または健康・保険課
配偶者(第2号被保険者)の扶養になった	種別変更手続き	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れた		年金事務所または健康・保険課
年金手帳・基礎年金番号通知書を紛失した	再交付手続き	第1号被保険者：年金事務所 または健康・保険課 第2号被保険者：勤務先または 年金事務所 第3号被保険者：年金事務所
納付書を紛失した	納付書の再発行を依頼する	年金事務所
経済的に保険料を納めることが難しい	保険料・納付猶予申請または学生納 付特例申請手続き	年金事務所または健康・保険課
老齢基礎年金額を増やしたい	付加保険料納付申し出手続き	年金事務所または健康・保険課
	国民年金基金加入手続き	全国国民年金基金熊本支部 ☎0120(65)4192
老齢基礎年金受給資格期間を満たしたい、 老齢基礎年金額を満額に近づけたい	任意加入手続き	年金事務所または健康・保険課
海外に転出するが国民年金に加入したい (日本国籍の人)	任意加入手続き	
出産予定日または出産日が属する月の前月 から4カ月間(多胎妊娠の場合は出産予定 日または出産日が属する月の3カ月前から 6カ月間)に第1号被保険者の期間がある	産前産後期間免除申請手続き ※出産予定日の6カ月前から申請可	年金事務所または健康・保険課
20歳前に結婚していた人が20歳になった	第2号被保険者の被扶養配偶者は、 第3号被保険者の手続き ※第1号・第2号被保険者は手続き は不要です。	配偶者の勤務先

第1号被保険者：自営業、農林漁業、アルバイト、無職、学生などで20歳以上60歳未満の人

第2号被保険者：厚生年金に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の人

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

令和8年度の国民年金保険料月額17,920円です。

納付書は、4月上旬に日本年金機構が送付します。納め忘れがない口座振替やクレジットカード払いがお
すすめです。納付方法の変更などを希望する人は、年金事務所または健康・保険課で手続きしてください。